

2026年度(令和8年度)市民税・県民税 国民健康保険税の申告の手引き(表)

ご案内

- 申告書は、ご自身で記入していただき、できるだけ郵送での提出をお願いします。
- 手引きは、よくある所得・控除の書き方のみを記載しています。
- 記載例以外の所得・控除がある場合でご不明な点があれば、お手数ですが市民税課へお問い合わせください。

☎ 問い合わせ先【福山市役所 市民税課】
084-928-1020 084-928-1021 084-928-1265 084-928-1269

⑬ 社会保険料控除

前年中にあなたやあなたと生計を一にする親族のために、国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料、健康保険料、厚生年金保険料等を支払われた場合は記入してください。
●介護保険料、後期高齢者医療保険料について、配偶者の年金から徴収(特別徴収)された保険料は該当しません。

⑭ 小規模企業共済等掛金控除

前年中にあなたやあなたと生計を一にする親族のために、次の金額を支払った場合は「4 所得から差し引かれる金額」の「⑭」へ記入してください。
●小規模企業共済法に規定された共済契約(旧第二種共済契約を除く。)に基づく掛金
●確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金(iDeCoの掛金など)
●心身障がい者扶養共済制度に係る契約で一定の要件を備えたものの掛金

⑮ 生命保険料控除

前年中にあなたやあなたと生計を一にする親族のために生命保険料を支払われた人は、記入してください。
●保険会社等から送付された申告用の控除証明書を見て年度や種別をよく確認の上、記入してください。

旧契約(一般分・個人年金分それぞれに適用)		新契約(一般分・個人年金分・介護医療分それぞれに適用)	
支払保険料の合計	控 除 額	支払保険料の合計	控 除 額
～15,000円	支払保険料の合計額	～12,000円	支払保険料の合計額
15,001円～40,000円	(支払保険料の合計額)×1/2+7,500円	12,001円～32,000円	(支払保険料の合計額)×1/2+6,000円
40,001円～70,000円	(支払保険料の合計額)×1/4+17,500円	32,001円～56,000円	(支払保険料の合計額)×1/4+14,000円
70,001円～	一律に35,000円	56,001円～	一律に28,000円

※一般分・個人年金分については、旧契約と新契約のどちらも控除の適用を受ける場合は2万8千円が限度になります。
※控除額は最高7万円まで

⑯ 地震保険料控除

前年中にあなたやあなたと生計を一にする親族のために地震保険料を支払われた人は、記入してください。
●保険会社等から送付された申告用の控除証明書を見て年度や種別をよく確認の上、記入してください。
●一つの契約の中に地震保険と旧長期損害保険が含まれている場合は、選択によりいずれか一方の控除が受けられます。

支払保険料の合計		控 除 額
地震保険料	～50,000円	(支払保険料の合計額)×1/2
	50,001円～	一律に25,000円
旧長期損害保険料	～5,000円	支払保険料の合計額
	5,001円～15,000円	(支払保険料の合計額)×1/2+2,500円
	15,001円～	一律に10,000円

※控除額は最高2万5千円まで

⑰ 寡婦控除

寡婦に該当する人で次の表を見て要件に該当する人は、死別、離別、生死不明又は未帰還に☑をしてください。

寡婦控除適用要件	子以外の扶養親族を有する	扶養親族等なし
死別、生死不明又は未帰還	○	○
離別	○	—

⑱ ひとり親控除

婚姻歴や性別に関わらず、生計を一にする子(総所得金額等の合計額が58万円以下で、他の所得者の扶養親族でない)がいる単身者はひとり親控除に☑をしてください。

⑲ 勤労学生控除

あなたが勤労学生で次の要件に該当する場合は、記入してください。
●大学、看護学校などの学生・生徒で自己の勤労による所得があり、かつ合計所得金額が85万円以下で自己の勤労によらない所得が10万円以下の人。

⑳ 障害者控除

2026年(令和8年)1月1日時点で、あなたや同一生計配偶者、扶養親族で障がい者手帳や療育手帳などの交付を受けている人がいる場合は、該当する人の名前・等級等を記入してください。
●同一生計配偶者とあなたと生計を一にする配偶者のうち、前年中の合計所得金額が58万円以下の人のことです。

区分	控除額	対象者
障がい者	26万円	・障がい者手帳・療育手帳の交付を受けている人 ・障がい者控除対象者認定書の交付を受けている人 など
特別障がい者	30万円	障害者控除に該当する人で、身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A・(A)、精神障がい者保健福祉手帳1級、障がい者控除対象者認定書などの交付を受けている人
同居特別障がい者	53万円	同居している同一生計配偶者や扶養親族が特別障がい者である場合

国民健康保険税の申告の手引き(表)

住所・名前・フリガナ・個人番号(マイナンバー)・生年月日・電話番号の記入
 ●1月1日時点の住所が現住所と同じ場合は、現住所と同じ欄へチェックをお願いします。
 ●1月1日時点の住所が現住所と違う場合は、「現住所」「1月1日現在住所」の両方に記入してください。

2026年度（令和8年度）
市民税・県民税
国民健康保険税

 申告書（表）

住所、名前等を記入してください。
欄の記入は不要です。

福山市長宛			現住所 福山市東桜町3番5号																																		
			1月1日現在住所		☒ 現住所と同じ 福山市															※現住所と異なる場合は、記入してください。																	
			フリガナ		シセイ タロウ																																
			名前		市税 太郎								個人番号		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1																						
提出年月日			年		月		日		生年月日		明・大昭平・令		25 ・ 10 ・ 20								電話番号		(084) 928 - 2111														

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

(13)	社会保険料 控 除	社会保険料の種類	支払った保険料	社会保険料の種類	支払った保険料
		国民健康保険税	230,000	国民年金	152,100
		介護保険料	9,500	その他	254,900
		後期高齢者医療保険料			
		合 計	646,500		
(15)	生命保険料 控 除	新生命保険料の計	152,500	旧生命保険料の計	30,000
		新国民年金保険料の計	5,000	旧国民年金保険料の計	72,000
		介護医療保険料の計	51,000		
		地震保険料控除	地震保険料の計	30,000	旧長期損害保険料の計
(17) ☐ 寡婦控除 (18) ☐ ひとり親 控 除 (19) ☐ 勤労学生控除					
(17) 寡婦控除 ひとり親控除 勤労学生控除		☐ 死別 ☐ 生死不明 ☐ 離別 ☐ 未帰還		(学校名)	
(20)	障害者控除	名前	市税 フク	障がいの程度	身体・精神 障害・認定書 1 級
		名前		障がいの程度	身体・精神 障害・認定書 級

(21)~(22)	名前	市税 花子		生年月日	昭和 28・1・1
	個人番号	2:2:2:2	2:2:2:2	2:2:2:2	☐ 別居
	☐ 同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除く)			配偶者の 合計所得金額	円

22~24

扶養控除・特定親族特別控除

名 前										生 年 月 日										続柄		子		別居	
市税 一郎										明・大 昭・平 56. 5 . 2										続柄				☐	
個人番号 3										合 計 所 得 金 額															
名 前										生 年 月 日										続柄		母		別居	
市税 フク										明・大 昭・平 12. 3 . 20										続柄				☒	
個人番号 5										合 計 所 得 金 額															
名 前										生 年 月 日										続柄				別居	
										明・大 昭・平 . . .										続柄				☐	
個人番号										合 計 所 得 金 額															
名 前										生 年 月 日										続柄				別居	
										明・大 昭・平 . . .										続柄				☐	
個人番号										合 計 所 得 金 額															

1 6	名 前	生年月日	続柄	☐ 別居
		平・令 . .		

6歳未満の扶養親族 (控除対象外)	個人番号													
	名 前				生 年 月 日				続柄				☐ 別居	
					平・令									
	個人番号													
	名 前				生 年 月 日				続柄				☐ 別居	
					平・令									
個人番号														

⑦ 雑損控除

損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額

(28) 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補填される金額
	350,000 円	118,000 円

所得のなかった人などの記入欄 該当する数字を○で囲み、必要事項を記入してください。

次の人の扶養を受けていた。 ☐ 申告者と同じ

1 扶養者の名前: _____ 続柄: _____ 住所: ☐ 別住所 (_____)

2 障がい年金・遺族年金・雇用保険などを受給していた。

3 預貯金で生活していた。

4 その他 (昨年の状況を詳しく記入してください): _____

給与・公的年金等にかかる所得以外(2026年(令和8年)4月1日において65歳未満の人は給与所得以外)の納税方法

給与・公的年金等以外の所得がある場合、その所得にかかる市民税・県民税を給与から差し引く(特別徴収)か、自分で納付(普通徴収)するか選択してください。

所得のなかった人などの記入欄

この手引きに出てくる用語について

前年中」・・・2025年(令和7年)1月1日から2025年(令和7年)12月31日までの間をいいます。
「合計所得金額」・・・損益通算後の各種所得金額の合計額
「総所得金額等の合計額」・・・繰越控除後の各種所得金額の合計額

前年中の合計所得金額(収入金額ではありません。)*が58万円以下の配偶者をご自身の扶養親族として申告される場合は、配偶者の名前・生年月日等を記入してください。

●配偶者の前年合計所得金額が58万円を超えている場合でも、合計所得金額が133万円以下の場合は配偶者特別控除の適用を受けることができます。申告される場合は、「配偶者の合計所得金額」を記入してください。

●事業専従者及び他の人の扶養にされている場合は、控除の適用を受けることはできません。よくお話しの上ご自身の扶養親族とされる場合にのみ記入してください。

●納税義務者及び配偶者の合計所得金額により、控除額が異なります。各控除額は次のとおりです。

【配偶者控除】

区分		納税義務者の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者の 扶養控除額	一般	33万円	22万円	11万円
	老人	38万円	26万円	13万円

※「老人配偶者」70歳以上(1956年(昭和31年)1月1日)以前生まれの人

【配偶者特別控除】

配偶者合計 所得金額		納税義務者の合計所得金額			配偶者合計 所得金額		納税義務者の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者特別控除額	56万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	133万円超	0円			
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円					

【**同一生計配偶者**】
あなたと生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が58万円以下の場合とは同一生計配偶者となります。
あなたの合計所得金額が1,000万円を超えた場合は、配偶者控除の適用はありませんが、同一生計配偶者として扶養人数には含まれるため、配偶者が障がい者をお持ちの場合の障害者控除の適用は行われ、非課税限度額制度や配偶者の均等割軽減などにも影響する場合がありますので、配偶者の名前などの記入と同一の欄へチェックをお願いします。

前年中の合計所得金額(収入金額ではありません。)*が58万円以下の扶養親族を申告する場合は記入してください。

●年齢が19歳以上23歳未満の特定扶養に該当する扶養親族については、合計所得金額が58万円を超えている場合でも、合計所得金額が123万円以下の場合には特定親族特別控除の適用を受けることができます。申告される場合は「特親」欄に○をして、その扶養親族の合計所得金額を記入してください。

区分	扶養親族の該当者	控除額
年少扶養	16歳未満(2010年(平成22年)1月2日以降生まれ)の人	0円
一般扶養	16歳以上(2010年(平成22年)1月1日以降生まれ)で下記以外の人	33万円
特定扶養	19歳以上23歳未満(2003年(平成15年)1月2日生まれから2007年(平成19年)1月1日以前生まれ)の人	45万円
老人扶養	70歳以上(1956年(昭和31年)1月1日以前生まれ)の人	38万円
同居老親等	老人扶養のうち、申告者本人や配偶者の直系尊属(父母や祖父母)で同居している人	45万円

【特定親族特別控除】

扶養親族の合計所得金額	特定親族特別控除額	扶養親族の合計所得金額	特定親族特別控除額
58万円超 95万円以下	45万円	110万円超 115万円以下	11万円
95万円超 100万円以下	41万円	115万円超 120万円以下	6万円
100万円超 105万円以下	31万円	120万円超 123万円以下	3万円
105万円超 110万円以下	21万円		

※別居の控除対象配偶者もしくは扶養親族等については、申告書裏面13「別居の扶養親族等に関する事項」欄にも記入してください。

前年中に災害や盗難などで被害を受けた場合に記入してください。
●計算方法は次のとおりです。

①か②のどちらか多い方の金額で控除が受けられます。

①(損失額－保険金等による補填額)－「総所得金額等の合計額」の10%)

②(差引損失額のうち災害関連支出の金額)－5万円

前年中にあなたやあなたと生計を一にする親族のために、医療費やスイッチOTC等の医薬品の購入費を支払われた人は、支払った金額を記入してください。

●支払った医療費等に対して保険金などで補填される金額がある場合は、保険金などで補填される金額へ記入してください。

●計算方法は次のとおりです。

従来の医療費控除(控除額は最高200万円まで)

支払った 医療費等	—	補填される 金額	—	・10万円 ・「総所得金額等の合計額」の5%	のいずれか少ない金額
--------------	---	-------------	---	---	------------

セルフメディケーション税制（控除額は最高8万8千円まで）

スイッチOTC等の 医薬品の購入費	—	補填される 金額	—	1万2千円
----------------------	---	-------------	---	-------

2026年度(令和8年度)市民税・県民税 国民健康保険税の申告の手引き(裏)

収入金額を裏面「6 給与所得の内訳」、7 給与所得に関する事項」及び表面「カ」に記入してください。
6 給与所得の内訳
日給などの給与所得のある人で源泉徴収票が交付されていない人は「6 給与所得の内訳」欄に記入してください。
●収入金額は手取り額ではなく、保険料等を差し引く前の総支払額です。また、勤務先名、勤務先の所在地、電話番号を必ず記入してください。

7 給与所得に関する事項
前年中に給与所得があった人で源泉徴収票を交付されている人は源泉徴収票を見て、支払額を収入金額へ、支払者を支払者欄へ記入してください。
●次の計算式で算出した金額が所得となります。

給与等の収入金額(A)		給与所得の金額
65万1千円未満		0円
65万1千円以上	190万1千円未満	(A)－65万円
190万1千円以上	360万円未満	(B)×2.8－80,000円
360万円以上	660万円未満	(B)×3.2－440,000円
660万円以上	850万円未満	(A)×0.9－1,100,000円
850万円以上		(A)－1,950,000円

※上の表で(B)は、収入金額(A)を÷4をし、千円未満を切り捨てた数字です。

【総合譲渡所得】
裏面「11 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」、表面「コ」「サ」及び「⑪」に記入してください。
●車両・船舶・機械・漁業権・特許権・著作権などの資産の譲渡(土地建物などの分離課税分を除く)による所得の合計額を記入してください。
収入金額：前年中に収入することの確定した金額
必要経費：譲渡した資産の取得金額、設備費、改良費、譲渡に関する必要な費用
※特別控除は最高50万円まで
●保有期間が5年を超えていた資産を譲渡した場合は「長期譲渡所得」(譲渡所得の2分の1が所得に算入されます。)、保有期間が5年以下の資産を譲渡した場合は「短期譲渡所得」となります。

【一時所得】
裏面「11 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」、表面「シ」及び「⑪」に記入してください。
●生命保険の満期や解約による受取金・賞金・懸賞当選金の合計額を記入してください。
●生命保険の支払に対する掛金などが必要経費となります。
●生命保険の満期や解約で支払いを受けた場合の支払額・必要経費については保険会社等から送付された申告用の証明書で確認してください。
●所得金額の計算方法は次のとおりです。

総収入金額－その収入を得るために支出した金額－特別控除額(最高50万円)＝一時所得の金額

一時所得の金額×2分の1＝総所得金額に算入する金額

※総合譲渡所得・一時所得の両方がある人は、裏面「11 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」の「ニ」の額を表面「⑪」に記入してください。

別居の同一生計配偶者、扶養親族がいる場合に記入してください。
●国外居住の扶養親族について
国外に居住する親族について、次の要件に該当する場合に記入してください。それぞれ確認書類が必要です。

対象者		確認書類
30歳未満又は70歳以上		親族関係書類、送金関係書類
30歳以上70歳未満	①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人	親族関係書類、送金関係書類、留学ビザ等書類
	②障がい者	親族関係書類、送金関係書類
	③あなたからその年において生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている人	親族関係書類、38万円送金書類

6 給与所得の内訳
(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日	給 付 日 数	月 収
1	5,000	20	100,000
2	〃	21	105,000
3	〃	25	125,000
4	〃	10	50,000
5	〃	20	100,000
6	〃	18	90,000
7	〃	17	85,000
8	〃	20	100,000
9	〃	16	80,000
10	〃	20	100,000
11	〃	11	55,000
12	〃	10	50,000
賞 与 等			200,000
合 計			1,240,000
法人番号又は所 在 地			●●商店
勤務先名			福山市東桜町〇-〇
電話番号			〇〇〇-〇〇〇〇

7 給与所得に関する事項

支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等		収入金額
支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等		
支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等		

8 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
営業		2,000,000	1,105,923	
不動産		800,000	231,200	

9 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	支払確定年月	収入金額	必要経費

10 雑所得に関する事項

種 目	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費
公的年金等	日本年金機構	1,820,450	
公的年金等	企業年金連合会	545,110	
個人年金	〇×生命	200,000	133,767
配分金	シルバー人材センター	50,000	25,000

11 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

区分	収入金額	必要経費	差 引 金 額 (収入金額－必要経費)	特別控除額	所 得 金 額 (差引金額－特別控除額)
総合譲渡					
短期					
長期					
一時	2,000,000	1,251,125	748,875	500,000	248,875
右上のイの金額を表面のコに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。 右のニの金額を表面の⑪の所得金額へ記入してください。					ニ 合計 イ＋[(ロ＋ハ)×1/2] 124,437

12 事業専従者に関する事項

名 前	続 柄	生年月日	期 間	専従者給与(控除)額
			従事月数	
			従事月数	
			従事月数	
			従事月数	
			従事月数	
			従事月数	
			従事月数	
所得税における青色申告の承認の有無 承認あり 承認なし				
合計額				

13 別居の扶養親族等に関する事項

名 前	市 税	フ ク	住 所	広島市中区〇×町一丁目1番1号	国外居住	配偶者 □ 留學 □ 障がい者	30歳未満又は70歳以上 □ 障がい者 □ 38万円以上の支払

14 家屋敷などに関する事項

福山市以外に住んでいる人で、2026年(令和8年)1月1日現在福山市に事務所・事業所又は家屋敷を有していた人は記入してください。

種 目	事務所	事業所	家屋敷	住 所	福山市

15 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (特別控除対象)	寄附先名称	寄附金額
広島県共同募金会、日本赤十字社広島県支部の 都道府県、市区町村分(特別控除対象以外)	福山市・広島県 広島県共同募金会	50,000 2,000

16 所得金額調整控除に関する事項

名前	続柄	生年月日	明・大 昭・平・令	特別障がい者に 該当する場合	身体 精神	級 度	別居の場合 の住所

事業所得
不動産所得

営業等・農業・不動産それぞれについて、裏面「8 事業・不動産所得に関する事項」に記入し、収入金額を表面「ア」「イ」「ウ」に記入してください。それぞれの所得金額について、表面「①」「②」「③」に記入してください。
●それぞれの所得や算入できる経費は次のとおりです。

営業等所得	卸売、小売、製造、修理、飲食、建設、金融、サービス業、外交員、ホステス、内職、職人、医師、漁業などの事業等から生じる収入の合計額
必要経費	商品の原価、租税公課、広告宣伝費、減価償却費、地代家賃及び交通費、交際費など
農業所得	農産物の生産、果樹栽培、家畜の飼育、酪農品の生産などから生じる収入の合計額(家事消費を含む)
必要経費	租税公課、減価償却費、小作料、種苗代、肥料代など
不動産所得	地代、家賃、駐車場代、土地や家屋の権利金などの収入の合計額
必要経費	固定資産税、火災保険料、修繕費、借入金利子、減価償却費など

利子所得
配当所得

利子・配当それぞれについて、裏面「9 配当所得に関する事項」に記入し、表面「エ」「オ」及び「④」「⑤」に記入してください。
●それぞれの所得や算入できる経費は次のとおりです。

利子・配当 所得	公社債や預貯金の利子、貸付信託の分配金などの所得 株式・出資の配当や剰余金の分配金、証券投資信託の分配金などの収入の合計額
必要経費	株式などを取得するために借り入れた負債の利子など ※利子所得は必要経費なし

雑所得

【公的年金に係る雑所得】
公的年金等収入金額を裏面「10 雑所得に関する事項」に記入し、表面「キ」に記入してください。
●国民年金・厚生年金・恩給などの収入の合計額を記入してください。
●遺族年金・障がい年金などは非課税所得です。申告書表面の「所得のなかった人などの記入欄」へ記入してください。
●次の計算式で算出した金額が所得となります。

年 齢	公的年金等の収入金額(a)	年金所得以外の合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満 1961年(昭和36年) 1月2日以降生まれの人	130万円未満	(a)－600,000	(a)－500,000	(a)－400,000
	130万円以上～410万円未満	(a)×0.75－275,000	(a)×0.75－175,000	(a)×0.75－75,000
	410万円以上～770万円未満	(a)×0.85－685,000	(a)×0.85－685,000	(a)×0.85－485,000
	770万円以上～1,000万円未満	(a)×0.95－1,455,000	(a)×0.95－1,355,000	(a)×0.95－1,255,000
	1,000万円以上	(a)－1,955,000	(a)－1,855,000	(a)－1,755,000
65歳以上 1961年(昭和36年) 1月1日以前生まれの人	330万円未満	(a)－1,000,000	(a)－1,000,000	(a)－900,000
	330万円以上～410万円未満	(a)×0.75－275,000	(a)×0.75－175,000	(a)×0.75－75,000
	410万円以上～770万円未満	(a)×0.85－685,000	(a)×0.85－585,000	(a)×0.85－485,000
	770万円以上～1,000万円未満	(a)×0.95－1,455,000	(a)×0.95－1,355,000	(a)×0.95－1,255,000
	1,000万円以上	(a)－1,955,000	(a)－1,855,000	(a)－1,755,000

【業務】
裏面「10 雑所得に関する事項」に記入し、収入金額を表面「ク」に記入してください。収入金額から必要経費を引いて差引金額を算出し、表面「⑧」に記入してください。
●シルバー人材センターからの配分金などの副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なものに係る収入の合計額を記入してください。
【その他】
裏面「10 雑所得に関する事項」に記入し、収入金額を表面「ケ」に記入してください。収入金額から必要経費を引いて差引金額を算出し、表面「⑨」に記入してください。
●生命保険契約に基づく年金(個人年金)などの収入の合計額を記入してください。
●年金の支払額に対する掛金が必要経費となります。
●支払額・必要経費については保険会社等から送付された申告用の証明書で確認してください。

寄附金
税額控除

前年中にあなたが総額2千円を超えて支出した次の寄附の金額がある場合は、記入してください。
●都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
●広島県共同募金会・日本赤十字社広島県支部に対する寄附金
●広島県又は福山市の条例で指定された寄附金
※申告特例(ワンストップ特例)の申請をされている人でも申告書を提出される場合は、申告特例制度が無効となってしまうため、申告特例(ワンストップ特例)分も併せて必ず申告してください。

所得金額
調整控除

●次に該当する人は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。
①給与等の収入金額が850万円を超え、次のア～ウのいずれかに該当する場合
ア：本人が特別障がい者に該当する
イ：年齢23歳未満(2003年(平成15年)1月2日以降生まれ)の扶養親族が同一生計内にいる
ウ：特別障がい者である同一生計配偶者又は扶養親族等が同一生計内にいる

(給与収入等の金額(※1)－850万円)×10%

②給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、それらの金額の合計額が10万円を超える場合

(給与所得控除後の給与所得の金額(※2)＋公的年金等に係る雑所得の金額(※2))－10万円

※1 1,000万円を超える場合は1,000万円 ※2 10万円を超える場合は10万円

申告書に添付する書類

●市民税・県民税の申告書を提出する際には、マイナンバーの記入及び本人確認(番号確認＋身元確認)が必要となります。
・本人確認(番号確認＋身元確認)……なりすましを防止するための確認です。
・番号確認……申告書等に記載されたマイナンバーが正しい番号であることの確認です。
・身元確認……申告書を提出する人が番号の正しい持ち主であることの確認です。
紛失等で正確なマイナンバーが不明である場合は、当面の間、記入がなくても受理する扱いとしています。
●申告内容に応じて次の書類を添付してください。
申告書に添付していただいた書類は返却できません。資料原本ではなく写し(コピー)を同封してください。
●受付印を押した申告書の控えが必要な場合は、その旨を記載したメモ等と返信用封筒(あて名を記載し、切手を貼付した封筒)を同封してください。

項目	添付する書類
本人確認書類	個人番号カード(マイナンバーカード) ※表面及び裏面の写しが必要です。 マイナンバーカードをお持ちでない場合は、次の①及び②の写しが必要です。 ①番号確認書類(通知カード、個人番号の記載のある住民票など) ②身元確認書類(運転免許証、パスポートなど) ※通知カードは、名前、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続きがとられている場合に限り、利用可能です。
営業等所得・農業所得 不動産所得 利子・配当所得	収入、経費について収支内訳書を作成し申告書と一緒に送付してください。 ※収支内訳書の様式が必要な人は、福山市ホームページからダウンロードするか、連絡してください。
社会保険料控除	支払いをした旨を証明する書類の写し
小規模企業共済等掛金控除	支払額等の証明書の写し
生命保険料控除	支払額等の証明書の写し

項目	添付する書類
地震保険料控除	支払額等の証明書の写し
勤労学生控除	在学期間証明書及び学生証の写し
障害者控除	身体障がい者手帳、療育手帳、障がい者控除対象者認定書などの写し
配偶者(特別)控除	日本国外に住む人を扶養親族として申告される場合は、親族関係書類・送金関係書類 ※留学により、国内に住所及び居所を有しなくなった人は留学ビザ等書類が必要です。 ※30歳以上70歳未満で、あなたから生活費又は教育費の支払いを受けている人は、支払金額の合計額が38万円以上であることを明らかにする送金書類が必要です。 ※いずれの書類も外国語で作成されている場合にはその翻訳文が必要です。
扶養控除 特定親族特別控除	証明書の写し
雑損控除	従来医療費控除 ・医療費控除の明細書 セルフメディケーション税制 ・購入したスイッチOTC医薬品の明細書
医療費控除	寄附した団体などから交付された寄附金の受領証 寄附金控除に関する証明書(特定事業者が発行する年間寄附額を記載した証明書)
寄附金税額控除	